

消したはず 決めつけしないで もう一度

11月9日～15日は「秋の火災予防運動」

これからの季節は、ストーブなどの暖房器具を使用する機会が増え、その取扱いに起因する火災が増える傾向にあります。次のポイントに心がけて火災を防ぎましょう。

- ①寝たばこは絶対しない。
- ②ストーブのそばに燃えやすいものを置かない。
- ③ガスこんろなどから離れるときは必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐため、住宅

用火災警報器を設置する。
⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
⑥火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。

⑦お年寄りなどを守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ先

消防本部予防課
☎32-3027

●受講しましょう！ 第2回甲種防火管理新規講習

申込先 消防本部予防課
☎32-3027 FAX35-3599

消防法で定められた一定規模以上の旅館、ホテル、店舗、飲食店などに選任が必要な防火管理者の資格取得講習会を開催します。

参加資格 防火対象物に勤務し、監督的な立場にある方

期日 11月17日(木)～18日(金)

※2日間の受講が必要

時間 午前9時30分～午後4時(2日間とも)

場所 丹生川支所(丹生川町坊方)

定員 80人程度(超えた場合は選考)

参加料 1,600円(テキスト代)

申込方法 11月14日(月)までに高山消防署、各分署、出張所へ申込書を提出。またはFAX

おむつ使用者(要介護高齢者及び障がい者世帯、子育て世帯)に対する無料可燃ごみ処理券の追加配付

市では、紙おむつを常時使用している高齢者や障がい者を介護している世帯、紙おむつを使用している子どもを養育する世帯に対し、「可燃ごみ処理券」を使い切った不足する場合に、追加配付しています。該当する方で必要な方は申請してください。

支援区分 内容	在宅介護支援	障がい支援	子育て支援
世帯状況	おむつを常時使用している高齢者を介護している世帯	障がいにより、おむつを使用している65歳未満の障がい者世帯	おむつ使用の子どもを養育する世帯
配付条件	年度初めに配付された一般家庭用の可燃ごみ処理券を使いきっていること		
配付回数 ※おむつ使用者1人につき	年間2回 ※2回目の追加配付には、1回目の追加配付のごみ処理券を使いきっていることが条件		年間1回
配付数量	1回につき20枚(2シート) (年間2回で40枚が限度)		20枚(2シート)
必要書類等	申請書(※おむつを使用していることの証明が必要)・印鑑		申請書・印鑑
手続き	申請書におむつを使用していることの証明(民生委員、ケアマネジャーまたは、包括支援センター職員の署名・押印)のほか、必要事項を記入、押印のうえ提出	申請書におむつを使用していることの証明(市職員、関係機関の署名・押印)のほか、必要事項を記入、押印のうえ提出	申請書に必要事項の記入、押印のうえ提出
申請・問合せ先	高年介護課または各支所地域振興課 ☎35-3181	福祉課または各支所地域振興課 ☎35-3139	子育て支援課または各支所地域振興課 ☎35-3140